

第112期 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日～2022年3月31日

開催
日時 | 2022年6月23日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催
場所 | 東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お
間違いのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため入場者の定員を先着60名までとさせていただきます。当日の状況により定員数を超えた場合、ご入場いただけない可能性があります。
- ・株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会の模様はインターネットにて当日のライブ配信および後日のオンデマンド配信を行います。
- ・本株主総会では、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第112期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	39
■ 計算書類	41
■ 監査報告書	43

株式会社 寺岡製作所

証券コード：4987

株 主 各 位

東京都品川区広町一丁目4番22号
株式会社 寺岡製作所
代表取締役社長 辻 賢 一

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日(水曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日(木曜日) 午前10時 (開場午前9時)
 2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
 3. 目的事項
 - 報告事項 1 第112期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監
査結果報告の件
 - 2 第112期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容
報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎インターネットによる当日のライブ配信および後日のオンデマンド配信につきましては、同封の別紙をご覧くださいようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teraokatape.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teraokatape.co.jp/>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主様の安全を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ◎会場の座席間に一定の距離を設けることから、入場者の定員を先着60名までとさせていただきます。当日の状況により座席数を超える来場者となった場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ◎本株主総会では、お土産のご用意はございません。
- ◎ご来場される場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、手指消毒、マスク着用などの感染予防を行っていただきますようお願い申し上げます。
- ◎登壇役員、運営スタッフは、マスク着用など感染予防措置を講じてまいります。
- ◎会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用されていない方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第112期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額126,660,235円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="397 164 508 190">現行定款</p> <p data-bbox="397 164 508 190"><新設></p>	<p data-bbox="772 164 848 190">(附則)</p> <p data-bbox="772 198 1351 349">1. 定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="772 356 1351 508">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="772 515 1351 636">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に掌握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令および企業倫理の遵守に徹する姿勢・見識を有すること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定および指名を行います。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任 寺岡敬之郎	代表取締役会長	34年
2	再任 辻賢一	代表取締役社長	10年
3	再任 内藤雅和	常務取締役	10年
4	再任 滑川泰志	取締役	4年
5	再任 石崎修久	取締役	4年
6	再任 久保達哉	取締役	4年
7	再任 朝倉信司	取締役	1年
8	再任 上川辰也	社外	2年
9	再任 八田圭子	社外 独立	2年
10	再任 古市克典	社外 独立	1年

候補者番号

1

再任

てらおか
寺岡

けいしろう
敬之郎

[1951年11月6日生]



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 1月 当社入社
1988年 6月 取締役
1992年 3月 取締役茨城工場長
1994年 6月 専務取締役管理本部長
2000年 6月 代表取締役社長
2018年 6月 代表取締役会長（現任）
現在に至る

所有する当社の株式の数
773,675株

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

寺岡敬之郎氏は、2000年の代表取締役就任以来、長年にわたる当社および国内外グループ会社における経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより、当社事業の成長と企業価値向上に向けたグループ経営の指揮を執ってまいりました。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って経営にあたるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

再任

つじ
辻

けんいち
賢一

[1960年9月3日生]



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2010年 4月 同社繊維資材・ライフスタイル部長代行
2012年 5月 当社へ出向
2012年 6月 常務取締役
2015年 6月 専務取締役
2017年 4月 専務取締役 営業部門、研究開発部門、製造部門担当
2018年 4月 当社へ転籍専務取締役 経営全般担当
2018年 6月 代表取締役社長（現任）
現在に至る

所有する当社の株式の数
15,377株

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

辻賢一氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、当社へ出向後は、抜本的な構造改革を推進するとともに経営基盤の強化に取り組んでおります。また、第三次中期経営計画の推進を指揮しているほか、当社を取り巻くグローバルな競争環境に知悉しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って経営にあたるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

再任

ないとう
内藤

まさかず
雅和

[1955年9月27日生]



所有する当社の
株式の数
10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
 2009年9月 当社入社
 2010年4月 経理部長
 2011年10月 管理本部副本部長、経理部長
 2012年1月 管理本部副本部長、経営企画室長、経理部長
 2012年6月 取締役管理本部長、経営企画室長、経理部長
 2013年12月 取締役管理本部長、PTI事業本部長、経営企画室長、経理部長
 2015年6月 常務取締役（現任）、管理本部長、PTI事業本部長、経営企画室長
 2017年4月 管理部門担当、経営企画室担当（現任）
 2018年4月 経営全般担当（現任）、品質保証部担当（現任）
 現在に至る

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

内藤雅和氏は当社グループの管理部門および海外生産子会社運営の責任者を務めるなど、経営企画、経営管理、コーポレートガバナンスおよび海外戦略に豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

再任

なめかわ
滑川

たいじ
泰志

[1959年10月20日生]



所有する当社の
株式の数
11,885株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2009年11月 佐野工場長
 2010年6月 執行役員佐野工場長
 2014年1月 執行役員PT.Teraoka Seisakusho Indonesia取締役社長
 2015年4月 執行役員PTI事業本部副本部長
 2016年6月 執行役員PT.Teraoka Seisakusho Indonesia取締役社長
 2018年4月 執行役員技術部門長
 2018年6月 取締役（現任）、技術部門長（現任）
 現在に至る

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

滑川泰志氏は、長年にわたり粘着テープ関連の技術、生産の業務に携わっているほか、海外生産子会社運営の責任者を務めて生産体制の安定化に尽力するなど、現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を有しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたりるとともに、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

再任

いしざき
石崎

のぶひさ
修久

〔1956年1月4日生〕



所有する当社の株式の数
6,385株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行
2005年10月 当社入社
2006年4月 調査室長
2013年12月 管理本部副本部長、調査室長
2016年4月 管理本部副本部長、総務部長
2016年6月 執行役員管理本部副本部長
2017年4月 執行役員管理統括室長
2018年4月 執行役員管理本部長
2018年6月 取締役（現任）、管理本部長（現任）
2021年4月 安全健康衛生推進室長（現任）
現在に至る

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

石崎修久氏は、当社グループの管理部門および内部監査の責任者を務めるなど経営管理、コーポレートガバナンスに豊富な経験・実績・見識を有しております。また、当社のコンプライアンス態勢の強化、実効的なコーポレートガバナンスの運営・構築に貢献しており、当社の重点課題でもある内部管理体制の強化に資するところが大きいと判断しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたるのと同時に、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

6

再任

くぼ
久保

たつや
達哉

〔1961年11月7日生〕



所有する当社の株式の数
6,308株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 伊藤忠商事株式会社入社
2013年10月 広州寿藤汽车配件有限公司出向（董事・総経理）
2018年4月 当社出向営業本部長
2018年6月 取締役（現任）、営業本部長（現任）
2020年4月 当社へ転籍
現在に至る

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

久保達哉氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な業務経験・実績、および中国での企業経営に携わるなどグローバルな事業経営に関する知見を有しております。これらの知見や能力を基に、様々な経営判断や意思決定を適切に行って業務執行にあたるのと同時に、客観的な経営の監督を遂行することができるものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

7

再任

あさくら
朝倉

しんじ
信司

[1968年6月25日生]



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 伊藤忠商事株式会社入社
 2017年4月 当社へ出向
 2017年10月 海外営業部長（現任）
 2021年4月 営業本部副本部長（現任）、寺岡製作所(香港)有限公司董事長（現任）、寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司董事長（現任）、寺岡製作所(深圳)高機能膠粘帯有限公司董事長（現任）
 2021年6月 取締役（現任）
 現在に至る

所有する当社の株式の数
 3,985株

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

朝倉信司氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、2017年の出向以来、当社の海外営業部門の責任者として、新規の販路開拓等に尽力いただいております。当社がグローバル市場の更なる開拓を図るうえで、取締役会にて積極的な提言・助言を頂戴することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

再任

かみかわ
上川

たつや
辰也

[1969年9月18日生]

社外



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年4月 伊藤忠商事株式会社入社
 2020年4月 同社繊維資材・ライフスタイル部長（現任）
 2020年6月 当社取締役（現任）
 現在に至る

所有する当社の株式の数
 0株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

上川辰也氏は、伊藤忠商事株式会社において営業分野での豊富な経験と実績を有しており、取締役会において経営改革推進の観点より積極的な提言・助言を頂戴することを期待できるとともに、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

再任

はった けいこ
八田 圭子

〔1959年9月13日生〕

社外

独立



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 日本航空株式会社入社
 2010年5月 株式会社ジャルキャピタル執行役員、資金センター長
 2010年12月 更生会株式会社日本航空インターナショナル
 財務部資金調達・リースグループ長
 2011年4月 日本航空株式会社財務部保険・リースグループ長
 2011年10月 同社退職
 2013年3月 有限会社八光代表取締役就任（現任）
 2014年4月 埼玉県立大学非常勤講師
 2017年9月 戸板女子短期大学非常勤講師（現任）
 2020年6月 当社取締役（現任）
 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

八田圭子氏は、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、同氏を取締役に選任することにより取締役会の構成員の多様性を確保し、取締役会の機能を高めることが期待できるとともに、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

再任

ふるいち かつのり
古市 克典

〔1961年5月11日生〕

社外

独立



所有する当社の株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 日本電信電話株式会社入社
 1998年11月 LUCENT Technologies経営企画部長
 2000年7月 LEVEL(3)Communications製品企画&マーケティング部上席部長
 2002年1月 REACH Networks副社長
 2003年3月 PRTM Management Consulting マネージャー
 2007年4月 同社パートナー
 2008年6月 日本ベリサイン株式会社執行役員社長
 2009年3月 同社代表取締役社長
 2013年8月 株式会社Box Japan代表取締役社長（現任）
 2018年11月 チームスピリット株式会社社外取締役（現任）
 2021年6月 当社取締役（現任）
 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

古市克典氏は、他社において豊富な経営経験を有し、さらには、現在株式会社Box Japanの代表取締役社長に就任されており、情報システムに精通していることから、当社が情報システムの強化を図るうえで、適切なアドバイスを頂戴できると判断いたしました。また、同氏は、経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、当社のコーポレートガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、持株会における持分を含んでおります。
3. 上川辰也氏、八田圭子氏および古市克典氏は、社外取締役候補者であります。
4. 朝倉信司氏および上川辰也氏は、特定関係事業者（主要な取引先）である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であります。
5. 上川辰也氏および八田圭子氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年、古市克典氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、八田圭子氏および古市克典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は、社外取締役上川辰也氏、八田圭子氏および古市克典氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すがや まさゆき
菅谷 真之

[1969年3月7日生]

社外

独立



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年4月 株式会社カナデン入社
2013年4月 同社経営戦略室経営企画部長
2016年6月 同社経営戦略室経営企画部長兼経理財務室経理部長
2018年4月 同社事業推進室事業企画部長
2018年7月 同社管理統括室経理財務部長
2020年10月 同社経理財務部長
2021年1月 同社経理部長
2021年10月 同社経理部長兼輸出管理部長（現任）
現在に至る

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

菅谷真之氏は、株式会社カナデンにおいて経営企画業務に携わられた後経理業務に携わられており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅谷真之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 菅谷真之氏の監査役選任が承認可決された後、監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、菅谷真之氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【役員等のスキル・マトリックス】

氏名	役位・管掌	性別	主な専門的経験分野 (○) / 貢献が期待される分野 (●)										主な役割・経歴・資格等		
			経営全般	マーケティング・営業	ESG/サステナビリティ	法務/リスクマネジメント	生産/品質	研究/開発	財務/会計	人事/労務	グローバル経験	IT/デジタル			
寺岡敬之郎	代表取締役会長	男	○	○		○	○	○	○	○	○		○		経営全般
辻賢一	代表取締役社長	男	○	○	●	○	●	●	○	○	○		○	●	経営全般
内藤雅和	常務取締役	男	○		●	○	●	●	○	○					経営全般、品質保証
滑川泰志	取締役技術部門長	男			●			○	○					●	
石崎修久	取締役管理本部長	男			●	○			○	○				○	
久保達哉	取締役営業本部長	男		○	●			○					○		
朝倉信司	取締役営業本部副本部長	男		○									○		海外営業部長、中国3現法董事長
上川辰也	非常勤取締役(社外)	男		○	●								○	○	伊藤忠商事(株) 繊維資材・ライフスタイル部長
八田圭子	非常勤取締役(独立社外)	女			●	○			○				○		㈲八光 代表取締役
古市克典	非常勤取締役(独立社外)	男	○		●	○				○			○	○	㈲Box Japan 代表取締役社長
野見山豊	常勤監査役	男			●	○			○	○			○		
渡邊順	非常勤監査役	男		○											
三宅正樹	非常勤監査役(社外)	男	○			○			○	○					三菱UFJ 代行ビジネス(株) 代表取締役副社長
境晴繁	非常勤監査役(独立社外)	男	○	○		○									㈲カナデン 常勤監査役
高野光広	執行役員品質保証部長	男			●			○	○						
弘中悟司	執行役員PTI※社長	男		○				●	●				○		
鈴木秀之	執行役員管理本部副本部長	男			●			○		○				○	

※) PTI : PT Teraokaiseisakusho Indonesia (インドネシア生産子会社)

【取締役会の実効性に関する評価】

1. 取締役会実効性評価実施概要

項目	内容
対象者	2021年度に在籍している全取締役（10名）及び全監査役（4名）
実施方法	独立性が確保された外部弁護士による以下の事項の実施 ①対象者全員に対するアンケートの実施及び分析 ②個別インタビューの実施 ③取締役会への複数回の臨席及び運営状況の確認
外部弁護士によるアンケート質問内容	以下の項目に関する質問 ①取締役会の構成 ②取締役会の運営 ③取締役会の議案 ④取締役会を支える体制 ⑤その他の項目
評価方法	対象者のアンケート回答内容及びインタビュー回答内容をベースに外部弁護士が第三者評価を実施した後、当該第三者評価結果を参考として取締役会において分析・評価を行った。

2. 評価結果の概要

(1)総評

当社取締役会による評価の結果、当社取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。

(2)外部弁護士による個別評価及び当該評価に対する当社の考え方について

①取締役会の構成

全取締役の10名のうち、独立社外取締役が2名であるところ、3分の1以上を独立社外取締役とすることが望ましい状況であるとの指摘を受けましたが、当社は、独立社外取締役を3分の1以上とする措置は、将来的な課題であると捉えております。

②取締役会の運営

資料の要約化・簡略化・ペーパーレス化については多くの役員から改善がなされたとの評価があり、また、議論重視の取締役会に変わったと評価できるが、配布資料の整理・合理化は今後も努力が求められるとの指摘を受けました。

③取締役会の議題

- (a) 代表取締役の後継者の育成計画についての議論がなされていないとの指摘を受けましたが、当該指摘につきましては、コーポレートガバナンス・コードの原則に基づき、選解任基準などの人材要件の策定、客観性・適時性・透明性が担保された選抜プロセスの策定、及び育成計画の策定を進めて参ります。
 - (b) 中期経営計画の進捗状況の確認と議論を充実するべきであるとの指摘を受けましたが、従来は1年毎のローリングを含めた進捗管理を実施しているところ、本年度より、定期的なマネジメントレビューを実施すると共に、取締役会における議論を活性化させる所存です。
- ④取締役会を支える体制
- 監査室の機能について改善が見られたとの意見が多くの役員から出され、今後一層の監督体制の強化が期待されるとの指摘を受けました。

当社は、今般の取締役会の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んで参ります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、感染力が強い新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が再拡大するなか、資源価格の高騰や日米金利差等を要因とした歴史的な円安による企業間物価の上昇もあり、製造業を中心に停滞感が強まっております。一方、世界経済に目を移すと、資源価格の上昇やサプライチェーンの目詰まり感、さらにはロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクやエネルギーの供給不安などから、経済成長のペースが鈍化していく恐れが生じております。また、当社グループの主要販売マーケットである中国の経済においても、相次ぐ主要都市のロックダウンや不動産市況の悪化から、減速懸念が広がっております。

このような経営環境のなか、当社グループにおいては、売上高は計画を若干下回ったものの、ほぼ当初計画どおりに推移しましたが、利益面では計画を大幅に下回りました。主として原材料および燃料の急速かつ大幅な高騰に加え、中国での販売不振等で発生した長期在庫に対する評価減の解消が翌期に繰り越されたことによるものです。

主な活動内容としては、2025年度を最終年度とする5年間（2021年4月～2026年3月）に亘る第三次中期経営計画を策定し、積極的な営業・研究開発活動を展開するとともに、全社に亘る全ての業務を根本から見直すなど一層の生産性向上・改革に取り組みました。また、同中期経営計画で標榜する派生新事業による新たなビジネスの創出として、当社のコア技術を活用した加硫接着剤フィルム「ACULAH®」の製品化に取り組みました。このほか、茨城工場の新たな高機能テープ貫生産ラインでの生産を開始し、所有不動産の有効活用にも取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は225億15百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益は1億34百万円（前年同期比4.7%増）、為替関係の損益が差引で1億76百万円計上されたことにより、経常利益は3億70百万円（前年同期比50.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億62百万円（前年同期比78.8%増）となりました。

当社グループの事業は、粘着テープの製造・販売を行っておりますが、製品部門別の売上高状況は以下のとおりです。

〔梱包・包装用テープ〕

巣ごもり需要の一巡によりホームセンター向け需要は低調に推移しましたが、輸出取引が復調したため、当製品部門の売上高は29億37百万円(前年同期比0.8%増)となりました。

〔電機・電子用テープ〕

半導体不足の影響により、モバイル機器用テープが低調に推移しましたが、電子部品用テープの需要が堅調に推移したため、当該部門の売上高は121億99百万円(前年同期比3.8%増)となりました。

〔産業用テープ〕

ホームセンター用ポリエチレンクロステープが低調に推移しましたが、オフィス用、インフラ・建築関係の需要が回復したため、当製品部門の売上高は73億78百万円(前年同期比5.4%増)となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

区 分	売上高 第111期 百万円	売上高 (当連結会計年度) 第112期 百万円	構 成 比 %	前年同期比 %
梱 包 ・ 包 装 用 テ ー プ	2,913	2,937	13.0	0.8
電 機 ・ 電 子 用 テ ー プ	11,747	12,199	54.2	3.8
産 業 用 テ ー プ	7,000	7,378	32.8	5.4
合 計	21,662	22,515	100.0	3.9

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は33億14百万円であり、主に茨城工場の製造設備の取得であります。この設備投資の資金は、主に自己資本を充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

＜経営課題＞

当社は2025年度を最終年度とする第三次中期経営計画を策定しており、その中で全ての利害関係者をより幸せにするために、かつ、当社企業価値・存在意義の更なる向上を目指すためのビジョンとしてSmart Convenience Producerを掲げ、これを実現するための両利きの成長戦略として現有ビジネスの深掘りと新規ビジネスの探索を謳っています。そして、当社が目指すビジョン実現のために不可欠である戦略実行のプラットフォームが、間断なき企業風土改革の徹底的な推進であり、全役職員の行動様式を大きく変革することで、以下の課題に下記のごとく迅速果敢に取り組んでまいります。

①売上高営業利益率の抜本的向上

当社においては売上高営業利益率を「顧客による当社存在意義評価指標および稼ぐ力」と位置付けており、この向上に最優先で取り組み、当該中計最終年度の定量目標（連結売上高350億円以上、連結売上高営業利益率8%以上）の達成に向け全力で邁進してまいります。

(a)市場および顧客ニーズを深掘りした新たな価値創造に繋がる新製品開発に注力し、加硫接着剤フィルム「ACULAH®」のような付加価値（convenience value）の高い新製品を今後ともタイムリーに上市いたします。

(b)設備や知的財産権への投資等を積極的におこない、広義のDXを推進して全社生産性改革を推進することで、抜本的に製造原価・販管費の低減を図るとともに、環境問題に配慮した技術や製品を開発することで、企業価値の持続的な向上ひいては株主共同の利益を確保してまいります。

②安全健康衛生活動の浸透

安全衛生が経営の最優先課題であることを明確にするとともに、労働災害の撲滅に全社をあげて取り組んでまいります。経営直下の組織として設置した安全健康衛生推進室の機能を最大限活用し、各工場と密に連携を取ることににより、安全・健康・衛生活動の実効性を確保するとともに、当該活動の全社水平展開を推進することで、労働安全を確保するための各種取り組みが企業収益に繋がる投資であることを全社組織及び全役職員に浸透させるよう取り組みます。

③コンプライアンス態勢の強化

企業風土改革の一環としてコンプライアンス（法令の遵守・企業倫理）態勢の強化を重要な経営課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス委員会活動を通じた全社的かつ積極的な取り組みを行うほか、研修やeラーニングによる全社教育などを継続して行うことにより全役職員のコンプライアンス意識の底上げを行ってまいります。また、コーポレートガバナンス体制の強化にも務め、社会規範と企業倫理に則り、経営の透明性と健全性を高めてまいります。

④人材育成の強化・ダイバーシティ

当社グループは、激変する経営環境に左右されない企業競争力の源泉はヒトにあるとの認

識の下、社員一人ひとりの能力を最大限活用するためのマネジメント強化、および自らが積極果敢に課題に取り組み、成果を勝ち取ることができる社員を一人でも多く育成することが企業の更なる成長において必須であると認識しております。変化に柔軟に対応し、会社と社員が共に成長することを可能とするべく、人的投資を充実かつ継続的に行うことで多用性に富んだ人的基盤を強化してまいります。

⑤外的要因に基づくリスクへの対応

資源価格高騰による製造原価の上昇や、地政学上のリスク顕在化に起因する燃料高騰に対応するため、ものづくり改革を確実に実行することで、生産性向上と原価低減を徹底的に推進してまいります。また、外貨建債権の為替相場変動による評価損益を一定程度にとどめるため、為替のヘッジ取引をはじめとした措置を機動的に講じてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第109期 2019年3月期	第110期 2020年3月期	第111期 2021年3月期	第112期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高(百万円)	23,558	22,895	21,662	22,515
経常利益(百万円)	1,366	47	245	370
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,034	149	91	162
1株当たり当期純利益(円)	40.84	5.90	3.59	6.42
総資産(百万円)	35,854	35,139	37,033	37,341
純資産(百万円)	28,978	27,939	29,046	29,019
自己資本比率(%)	80.8	79.5	78.4	77.7

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第109期 2019年3月期	第110期 2020年3月期	第111期 2021年3月期	第112期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高(百万円)	22,710	22,510	21,311	22,076
経常利益(百万円)	1,026	280	583	756
当期純利益(百万円)	750	399	470	555
1株当たり当期純利益(円)	29.63	15.78	18.58	21.94
総資産(百万円)	35,047	34,844	35,861	35,889
純資産(百万円)	28,461	27,927	28,571	28,731
自己資本比率(%)	81.2	80.1	79.7	80.1

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
神栄商事株式会社	16百万円	100.0%	粘着テープの販売 不動産の賃貸
寺岡製作所(香港)有限公司	20,000千香港ドル	100.0%	粘着テープの販売
寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司	1,000千米ドル	100.0% (70.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	粘着テープの 切断加工および販売
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	41,000千米ドル	100.0% (6.1%)	粘着テープの 製造および販売

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合で内数。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

梱包・包装用	布粘着テープ (オリーブテープ) クラフト粘着テープ (カートンテープ) ポリプロピレンフィルム粘着テープ (パックテープ) 等
電機・電子用	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーション粘着テープ カプトン [®] 粘着テープ ノーマックス [®] 粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 導電性シールド粘着テープ エポキシ樹脂含浸テープ 熱伝導性両面テープ フィルム両面テープ 発泡体両面テープ等
産 業 用	ポリエチレンクロス粘着テープ (P-カットテープ) 養生布テープ 不織布両面テープ 標示用テープ 気密防水用テープ 表面保護シート等

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 店	大 阪 市 東 淀 川 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 北 区
茨 城 工 場	茨 城 県 北 茨 城 市
佐 野 工 場	栃 木 県 佐 野 市
函 南 工 場	静 岡 県 田 方 郡
ソ ウ ル 支 店	韓 国
台 北 駐 在 員 事 務 所	台 湾

② 子 会 社

名 称	所 在 地
神 栄 商 事 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区
寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司	中 国 ・ 香 港
寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 上 海
寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帯 有 限 公 司	中 国 ・ 深 圳
PT.Teraoka Seisakusho Indonesia	イ ン ド ネ シ ア

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減
700名	14名減

(注) 本表には臨時従業員(28名)および嘱託(27名)を含みません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
517名	4名減	42.6歳	17.6年

(注) 本表には臨時従業員(7名)および嘱託(26名)を含みません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	447
株 式 会 社 り そ な 銀 行	298

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,687,955株(自己株式1,355,908株を含む)
(3) 株 主 数 4,373名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	6,672.0	26.34
寺 岡 製 作 所 取 引 先 持 株 会	3,032.8	11.97
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	999.7	3.95
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	818.8	3.23
寺 岡 敬 之 郎	773.6	3.05
株 式 会 社 り そ な 銀 行	678.8	2.68
寺 岡 小 子	526.0	2.08
寺 岡 製 作 所 従 業 員 持 株 会	438.8	1.73
ヤ ス ハ ラ ケ ミ カ ル 株 式 会 社	250.0	0.99
MSIP CLIENT SECURITIES	243.4	0.96

(注) 自己株式は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	寺 岡 敬之郎	
代表取締役社長	辻 賢 一	
常 務 取 締 役	内 藤 雅 和	経営全般、品質保証部、経営企画室担当
取 締 役	滑 川 泰 志	技術部門長
取 締 役	石 崎 修 久	管理本部長、総務部長、安全健康衛生推進室長
取 締 役	久 保 達 哉	営業本部長
取 締 役	朝 倉 信 司	営業本部副本部長、海外営業部長、寺岡製作所(香港)有限公司董事長、寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司董事長、寺岡製作所(深圳)高機能膠粘帯有限公司董事長
取 締 役	上 川 辰 也	伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長
取 締 役	八 田 圭 子	有限会社八光代表取締役 戸板女子短期大学非常勤講師
取 締 役	古 市 克 典	株式会社Box Japan代表取締役社長 チームスピリット株式会社社外取締役
常勤監査役	野見山 豊	株式会社カナデン社外監査役
監 査 役	渡 邊 順	
監 査 役	三 宅 正 樹	三菱UFJ代行ビジネス株式会社代表取締役副社長
監 査 役	境 晴 繁	株式会社カナデン常勤監査役

- (注) 1. 取締役 上川辰也氏、八田圭子氏および古市克典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三宅正樹氏および境晴繁氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三宅正樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 八田圭子氏、古市克典氏および監査役 境晴繁氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
5. 当期中の取締役の異動
朝倉信司氏および古市克典氏は、2021年6月22日開催の第111期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役上川辰也氏、八田圭子氏および古市克典氏ならびに監査役渡邊順氏、三宅正樹氏および境晴繁氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(決定方針の決定方法)

当社は、取締役会の決議により当社取締役（社外取締役を除く）の報酬方針を決定しております。

(a) 取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等の決定方針の内容の概要

(基本方針)

取締役の報酬等については、優秀な人材の獲得・保持が可能となり、職責に見合う報酬体系および報酬水準となるよう設計されている他、株主総会で承認された報酬総額等の限度内としており、客観性かつ透明性のある報酬であることを旨とし、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、従業員の給与・賞与水準および世間水準とのバランスを総合的に考慮し決定いたします。

(報酬の決定方法および支給割合)

取締役の報酬体系は、役位に関わらず全員に対し一定の割合で支払われる固定報酬、および役位別に役位が上がる程業績に大きく連動して支払われる業績連動報酬から構成されており、ゾーン方式による報酬管理を導入しております。固定報酬は、各役員の仕事執行や経営への参画の対価として、役位・職務内容に応じた額を決定しており、固定報酬および業績連動報酬の割合は役位に関わらずそれぞれ80%、20%としております。また、役員評価制度に基づく業績連動部分の評価格差は、会長・社長・副社長について200%～0%、専務・常務・兼務取締役について180%～0%として設定することで、役位毎の経営への責任度合いを反映させることとしています。

(b) 社外取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定期同額報酬としております。社外取締役の個人別の報酬額の決定は、当社の経営理念に対する理解度、当社の更なる発展にかかる貢献度の期待値、コンプライアンスや企業倫理遵守にかかる見識、知見等を総合的に判断し、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で取締役社長に一任しております。

(c) 監査役が受ける報酬等の決定に関する基本方針

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第109期定時株主総会において年額230百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）と決議いたしております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長辻賢一が当該役員評価に基づき、役員報酬テーブルに沿って、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。取締役の評価については、業績評価、施策評価を行ったうえで計算式に基づき評点を算出いたしますが、これらの評価項目の評価基準では評価できない業務の執行、例えば著しい業績の向上が見られた場合、あるいは、経営に悪影響を与えるような業務の執行があった場合等は、社長が自らの裁量により、一定の幅で当該評点に加点、または減点を行うこととしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう代表取締役社長の評価については、役付取締役の評価基準に則り、代表取締役会長が行う等の措置を講じており、相互牽制が図られていること、および取締役報酬における評価基準は取締役会によって審議・承認を受けており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役を除く)	130	128	1	—	7
監 査 役 (社外監査役を除く)	15	15	—	—	2
社外取締役	10	10	—	—	3
社外監査役	4	4	—	—	2
合 計	161	159	1	—	14

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、前年度の当社グループの成長力・成長度合いを計る指標である「連結営業利益額」および「連結営業利益率」であり、業績連動報酬等の算定方法は連結営業利益の達成額および達成率の予算対比、ならびに連結営業利益の実額および率の前期比伸長率をもって評価する仕組みとしております。

【業績連動報酬にかかる主な指標の実績】

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
連結営業利益額 (百万円)	128	134
連結営業利益率 (%)	0.6	0.6

当連結会計年度にかかる業績連動報酬については、2022年3月期決算値を基に算定しています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員および日本国内の子会社の役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反であることを認識してなした行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役上川辰也氏は伊藤忠商事株式会社の繊維資材・ライフスタイル部長を兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。
- ・取締役八田圭子氏は、有限会社八光の代表取締役および戸板女子短期大学の非常勤講師を兼任しております。なお、有限会社八光および戸板女子短期大学と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役古市克典氏は、株式会社Box Japan代表取締役社長およびチームスピリット株式会社社外取締役を兼任しております。なお株式会社Box Japanおよびチームスピリット株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役三宅正樹氏は、三菱UFJ代行ビジネス株式会社の代表取締役副社長を兼任しております。なお、三菱UFJ代行ビジネス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役境晴繁氏は、株式会社カナデンの常勤監査役を兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	上川辰也	当事業年度開催の取締役会に18回中18回（100%）出席しております。営業分野での豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において外部の視点に基づいて忌憚のない意見を述べている他、監査役会との意見交換会に出席しております。
社外取締役	八田圭子	当事業年度開催の取締役会に18回中18回（100%）出席しております。財務・会計に関する豊富な経験を基に必要な提言を行っております。社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のない発言により新しい視点を提案している他、監査役会との意見交換会に出席しております。
社外取締役	古市克典	2021年6月22日の就任後開催の取締役会に13回中13回（100%）出席しております。企業経営に関する豊富な経験とITビジネスに関する専門的な知識に基づき当社の経営全般や情報管理に関する助言・提言を行っております。社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、取締役会での議論において忌憚のない発言により株主視点での意見を述べている他、監査役会との意見交換会に出席しております。
社外監査役	三宅正樹	当事業年度開催の取締役会には18回中18回（100%）、また監査役会には6回中6回（100%）出席しております。金融業務に関する豊富な経験を基に、財務・会計的な見地から必要な提言を行っております。
社外監査役	境 晴繁	当事業年度開催の取締役会には18回中18回（100%）、また監査役会には6回中6回（100%）出席しております。株式会社カナデンにおいて監査業務に携わっており、客観的かつ公平な視点から必要な提言を行っております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払金額
イ 当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
ロ 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記のロには英文財務諸表の監査に関わる報酬が含まれております。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社グループは、取締役ならびに全ての使用人が遵守すべき社内の最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所役職員行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。
 - (b) 取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、あるいは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、あるいは牽制機能を有効なものとする体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。
 - (c) 当社は、監査役会設置会社であり、当社および子会社の取締役等の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会ならびに当社および子会社の取締役会等に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規程その他コンプライアンス関連諸規程は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に going forward することで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規程に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規程」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規程」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。
- (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 計算書類
 - (d) その他取締役会で決定する重要書類

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
 - (b) 事業上のリスク（労働安全衛生、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。
 - (c) 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に則り、財務報告の適正性を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性ならびに合理性が十分に認められる業務分掌・職務権限規程を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、かつ経営の効率化を図る。
- これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、あるいは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、子会社の取締役に就く当社の役職員は、当該役員の指示により子会社の業務および子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (b) 当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
 - (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社および子会社の内部統制状況を把握・評価する。
 - (d) 当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受けるほか、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会等にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。また監査役は当社ならびに子会社の取締役および使用人等から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。
 - (e) 当社および子会社において、法令および社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
取締役および使用人等は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。
- (a) 適時開示が求められる重要事項
 - (b) 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
 - (c) 内部統制にかかる部門の活動状況
 - (d) 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
 - (e) 内部公益通報保護制度の運用状況
 - (f) 内部監査部門の活動状況
 - (g) コンプライアンスに関する状況
 - (h) 上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役および使用人等に対して求めた事項
- 監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人等に対し勧告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
 - (b) 監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
 - (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役および使用人等、ならびに子会社の取締役および使用人等に対して報告を求めることができる。

- (d) 監査役に報告を行った当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (e) 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。
- (f) 当社および子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。
- (g) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役職務の執行に伴い生ずる費用等の処理その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役職務に必要でないことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行う体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所役職員行動基準」を定め、当社グループの取締役ならびに全ての使用人に周知し、法令はもとより全ての社会規範を遵守できるよう徹底している。さらにコンプライアンス態勢強化のため役員および使用人に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施している。

また、内部公益通報保護制度を整備・周知し、通報があった場合には、通報者の保護に十分配慮したうえで、管理本部長が調査し、報告を受けた取締役会がその対応を検討し、是正措置を執る体制を整えている。
- ② 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会規則」、「情報管理規程」および「個人情報取扱規程」等に基づき、取締役会の議事録・会議書類、個人情報ならびに機密情報等の適切な保存および管理を行うとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる状態を維持している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に定めた当社のリスクカテゴリー毎の管理統括部署が当社グループ全体のリスクの評価・管理を行っている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規則」等に基づき、第112期においては、取締役会が18回（内、定例13回、臨時5回）開催された。また、業績や経営目標の進捗管理については、業務報告やシステム等を通じ、迅速かつタイムリーに報告されている。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務執行状況については、定例取締役会の必須報告事項とされており、定期的に当社の取締役会において監視を行っている。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人等が監査役に報告するための体制
常勤監査役は、定例取締役会、臨時取締役会等の会合に出席し、必要な報告を受けているほか、監査役監査時やその他、常勤監査役が必要と判断した場合に、常勤監査役の求めに応じて、当社グループの取締役および使用人等は当該事項を報告している。
監査役会は、常勤監査役から常に上記事項の報告を受けている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会およびその他の重要な社内会議に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ⑩ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理は、監査役 of 請求等に従い適正に行っている。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続実施を利益還元の基本方針の一つに据えております。

配当に関しましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向などの配当額に影響を及ぼす要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ、一定程度の柔軟性を確保する考え

方をベースとしております。一方で、安定配当を実施することで株主の皆様へ報いるという観点からは、配当総額、あるいは当期純利益変動幅の急増減による配当額の増減を一定の範囲内に収束させることを念頭においた株主資本配当率の考え方を、前述のベースと併せて取り入れることとしております。当社はこれらの考え方にに基づき、過去から安定配当の継続に努めてまいりました。

この配当に関する基本的な考え方に従い、当期の期末配当金につきましては1株あたり普通配当5円とし、先に実施いたしました1株あたり5円の間配当金とあわせ、当期の年間配当金は10円とさせていただきます方針であります。

(4) 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する保有方針

当社における株式の政策保有については、原則として販売先、あるいは購買先などとの長期的な関係強化策の一環として、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものであるべきとの方針に基づき、個別銘柄の保有については取締役会において適切に決定しております。

一方で、将来に向けた再投資のための資金確保や、株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築、ないしは資本効率性の向上の観点からも、株式発行企業の成長性、収益性等から政策保有にかかる経済合理性を検証しつつ、取引関係強化などの中長期的な視点も踏まえたうえで保有の妥当性が認められない場合には、保有株式を計画的に削減する方針としております。

② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の企業価値向上に資すると判断する議案であればこれに賛成する一方で、当社の企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じることを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類
 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,202	流動負債	6,341
現金および預金	5,470	支払手形および買掛金	1,250
受取手形および売掛金	5,627	電子記録債務	2,456
電子記録債権	1,426	短期借入金	60
商品および製品	2,470	リース債務	19
仕掛品	1,322	未払法人税等	159
原材料および貯蔵品	1,165	未払費用	485
その他	728	その他	1,909
貸倒引当金	△9	固定負債	1,981
固定資産	19,139	長期借入金	724
有形固定資産	14,854	リース債務	171
建物および構築物	5,603	繰延税金負債	376
機械装置および運搬具	4,361	修繕引当金	1
土地	4,098	退職給付に係る負債	77
リース資産	175	資産除去債務	508
建設仮勘定	177	長期未払金	56
その他	438	その他	65
無形固定資産	397	負債合計	8,322
投資その他の資産	3,887	(純資産の部)	
投資有価証券	2,870	株主資本	26,870
繰延税金資産	5	資本金	5,057
退職給付に係る資産	877	資本剰余金	4,643
その他	133	利益剰余金	17,632
		自己株式	△462
		その他の包括利益累計額	2,148
		その他有価証券評価差額金	1,098
		為替換算調整勘定	622
		退職給付に係る調整累計額	427
		純資産合計	29,019
資産合計	37,341	負債・純資産合計	37,341

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,515
売上原価		17,704
売上総利益		4,810
販売費および一般管理費		4,675
営業利益		134
営業外収益		606
受取利息および配当金	74	
為替差益	435	
その他	96	
営業外費用		371
支払利息	3	
支払手数料	259	
その他	108	
経常利益		370
特別利益		3
投資有価証券売却益	3	
税金等調整前当期純利益		373
法人税、住民税および事業税	184	
法人税等調整額	26	211
当期純利益		162
親会社株主に帰属する当期純利益		162

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,990	流動負債	6,177
現金および預金	3,149	支払手形	52
受取手形	1,414	買掛金	1,190
売掛金	4,720	電子記録債務	2,456
電子記録債権	1,404	リース債務	19
商品および製品	1,746	未払金	555
仕掛品	1,121	未払費用	455
原材料および貯蔵品	837	未払法人税等	158
その他の	605	その他	1,289
貸倒引当金	△8	固定負債	980
固定資産	20,898	リース債務	171
有形固定資産	10,232	繰延税金負債	209
建物	3,033	資産除去債務	508
構築物	104	長期未払金	56
機械および装置	2,730	その他	34
車両運搬具	111		
工具器具備品	402	負債合計	7,157
土地	3,524	(純資産の部)	
リース資産	175	株主資本	27,632
建設仮勘定	149	資本金	5,057
無形固定資産	376	資本剰余金	4,641
ソフトウェア	58	資本準備金	4,641
特許権	318	利益剰余金	18,396
投資その他の資産	10,289	利益準備金	635
投資有価証券	2,870	その他利益剰余金	17,760
関係会社株式	4,249	固定資産圧縮積立金	3
関係会社出資金	33	別途積立金	11,170
関係会社長期貸付金	2,754	繰越利益剰余金	6,586
その他	381	自己株式	△462
資産合計	35,889	評価・換算差額等	1,098
		その他有価証券評価差額金	1,098
		純資産合計	28,731
		負債・純資産合計	35,889

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		22,076
売上原価		17,645
売上総利益		4,430
販売費および一般管理費		3,975
営業利益		455
営業外収益		
受取利息および配当金	99	
為替差益	440	
その他	94	635
営業外費用		
支払手数料	259	
その他	74	333
経常利益		756
特別利益		
投資有価証券売却益	3	3
税引前当期純利益		760
法人税、住民税および事業税	177	
法人税等調整額	26	204
当期純利益		555

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社寺岡製作所
取締役会 御中

井上 監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱嶋 秀雄
業務執行社員
指定社員 公認会計士 塚本 義治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は保有する固定資産を2022年4月15日に譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社寺岡製作所
取締役会 御中

井上 監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱嶋 秀雄
業務執行社員
指定社員 公認会計士 塚本 義治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は保有する固定資産を2022年4月15日に譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社 寺岡製作所	監査役会		
常勤監査役	野見山	豊	㊟
社内監査役	渡邊	順	㊟
社外監査役	三宅正樹		㊟
社外監査役	境晴繁		㊟
			以上

第112期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
TEL (03)5447-7130

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



<交通アクセス>

JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅
新東口より徒歩約5分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。